



贈呈しました 環境改善功労者・功労団体 区長感謝状

防災や美化・リサイクル等、明るく住みよいまちづくりに努めている138人と33団体に「墨田区環境改善功労者・功労団体区長感謝状」を贈呈しました。
【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6705



ご注意ください すみだボランティアセンター の臨時休館

すみだボランティアセンター(東向島2-17-14)は受水槽などの清掃のため、臨時休館します。
【休館日】12月14日【問合せ】墨田区社会福祉協議会 ☎3614-3900



受け付けています レバノン人道危機救援金

イスラエルとの衝突により、近年深刻な経済危機に見舞われているレバノンを支援するため、救援金を受け付けています。

お預かりした救援金は、レバノン国内をはじめ、レバノンからの避難民を受け入れるシリアなど周辺国等への救援・復興支援活動等に充てられます。
【受付期間】12月27日(金)まで【口座振替・振り込みでの受け付け】▶ゆうちょ銀行=00110-2-5606 *口座加入者名は「日本赤十字社」 *振替用紙の通信欄に「レバノン人道危機救援金」と記載 *受領証を希望する方は、通信欄に受領証希望の旨・氏名・住所・電話番号を記載 ▶三井住友銀行すずらん支店=2787803 ▶三菱UFJ銀行やまびこ支店=2105807 ▶みずほ銀行クヌギ支店=0623609 *いずれも普通預金口座で、名義は「日本赤十字社」 *振込手数料がかかる場合あり【窓口での受け付け】義援金を持って直接、地域活動推進課(区役所14階)へ【問合せ】地域活動推進課地域活動推進担当 ☎5608-6705



明るい選挙の実現をめざして 寄附禁止のルール

■政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内の人に▶歳暮、病気見舞い▶入学・卒業・就職のお祝い▶葬式・落成式・開店祝いの花輪▶スポーツ大会や町内会の催しへの差し入れ・寸志等のような金品を贈ることは、いかなる名義であっても禁止されており、罰則の対象となります。ただし、本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬式・通夜の香典は、罰則の対象とはなりません。

■後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体が、選挙区内で花輪・祝儀・香典などを出すことは禁止されています。ただし、後援団体の設立目的による行事等への寄附は除かれます。

■政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

誰でも、政治家に対して寄附を出すよう勧めたり、要求したりすることは禁止されています。

■挨拶状などの禁止

政治家は、答礼のための自筆によるものを除き、選挙区内の人に年賀状等の挨拶状を出すことが禁止されています。また、選挙区内の人への挨拶を目的として、新聞・雑誌などに有料広告(名刺広告など)を出す処罰されます。

.....
【問合せ】選挙管理委員会事務局 ☎5608-6320



結果がまとまりました 住民意識調査

「第28回墨田区住民意識調査」へのご協力ありがとうございました。この調査結果を今後の区政運営の基礎資料として活用し、「すみだの夢」の実現に向けた施策の充実などに取り組んでいきます。詳細をまとめた報告書は、区民情報コーナー(区役所1階)や各図書館で閲覧できるほか、

区HPにも掲載しています。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6222



ご注意ください 緑化相談の一時休止

緑と花の学習園(文花2-12-17)で、毎週土曜日の午前9時半～午後3時半(正午～午後1時を除く)に実施している緑化相談を、12月～7年1月は休止しますので、ご注意ください。

【問合せ】環境保全課緑化推進担当 ☎5608-6208



リニューアルで、より使いやすく 墨田区公共施設利用システム

7年3月13日から、墨田区公共施設利用システムをリニューアルします。リニューアル後は、スマートフォンやタブレット端末にも対応し、より見やすく直感的な操作が可能となります。さらに、クレジットカードによるオンライン決済にも対応し、施設の窓口へ行かずに利用料金が支払えます。なお、オンライン決済の導入に伴い、リニューアル後の使用料等の支払い・還付手続は、利用する施設でのみ取り扱います。また、ペイジー払いは7年2月28日で終了となります。詳細は区HPをご覧ください。

リニューアル作業のため、7年3月10日～12日はシステム利用を停止します。ご注意ください。
【問合せ】ICT推進担当 ☎5608-6224



改修資金が不足する方に 住宅修築資金融資あっせん 制度

自宅の改修等を行う際、資金が不足する方を対象に、区内や近隣区の信用金庫からの融資を低金利であっせんします。あっせんにより融資を受けた場合、区が保証料および利子の一部を補助します(利子補助の有無は、融資あっせんの種類による)。

【融資限度額(工事に係る金額の範囲)】500万円
【融資利率】年利2.0%【償還方法】元金均等月賦償還【対象住宅】区内に所在し、申込人が改修後に居住する住宅【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215



住まいの健康診断をしてみませんか インスペクション支援制度

インスペクションとは、建築士が目視や計測等により住宅の劣化・不具合等を調べることで、住宅の劣化状況等を把握することで、補修の必要性を踏まえた適切な改修計画を作成することができます。区では、インスペクションを実施した場合の経費の一部を補助しています。

【助成額】調査に係る経費の1/2(上限5万円)【対象】区内に所在する住宅の改修・売却・賃貸等による利活用を検討している住宅所有者等【問合せ】住宅課計画担当 ☎5608-6215



ぜひ、ご利用ください 家具転倒防止等対策事業

大規模地震による家具等の転倒事故を防ぐため、対象となる方に家具転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取付費用を助成しています。詳細は、各問合せ先に問い合わせるか、区HPをご覧ください。

【助成上限額】▶家具転倒防止器具=1万4500円▶ガラス飛散防止フィルム=1万7500円【対象/問合せ】区内在住で▶65歳以上の方がいる世帯/高齢者福祉課支援係(区役所4階) ☎5608-6168▶身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度～3度を持つ方がいる世帯/障害者福祉課障害者給付係(区役所3階) ☎5608-6163▶未就学児がいるひとり親世帯/防災課防災係(区役所5階) ☎5608-6206【申込み】随時、各問合せ先へ



交通事故などで保険証を使うときに 第三者行為による傷病届

交通事故など第三者から受けたけがの医療費は、原則として、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担します。ただし、区に連絡・届出をすることで、保険診療が受けられます。この場合、医療機関等の窓口での自己負担分を除いた医療費を保険者(墨田区等)が一時的に立て替え、後日、加害者に請求します。そのため、交通事故等(自損事故を含む)に遭ったら、必ず届け出てください。必要な書類(「第三者行為による傷病届」等)は、事故の状況等を聞いたうえでご案内します。また、交通事故の場合、事故証明書が必要ですので、必ず警察にも届け出てください。

【対象】墨田区の国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方【届出先・問合せ】▶国民健康保険=国保年金課こくほ給付係(区役所2階) ☎5608-6124▶後期高齢者医療=国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当(区役所2階) ☎5608-6192



ご利用ください 生産性向上等支援補助金

区内中小企業の持続的な発展を後押しするため、生産性向上等設備機器導入等に係る経費の一部を補助します。詳細は区HPをご覧ください。

■工作機器等導入支援

【補助対象経費】生産性向上に資する工作機器、測定機器等の機械および装置の新規購入・入替に係る経費 *中古品も可【補助率】2/3【補助限度額】400万円【対象】区内中小企業【申請期限】12月27日

■LED照明器具導入支援

【補助対象経費】LED照明器具への交換に係る経費 *新品のみ【補助率】4/5【補助限度額】150万円【対象】従業員数20人以下の区内中小企業【申請期限】7年1月31日

.....
【申込み】申込用紙と必要書類を直接、各申請期限までに経営支援課経営支援担当(区役所14階) ☎5608-6183へ

区の世帯と人口(11月1日現在)

世帯	17万 531 (+252)	
人口	28万7669 (+224)	
男	14万1673 (+101)	
女	14万5996 (+123)	

*住民基本台帳による
*()内は前月比